

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行による学生・教職員の健康リスクレベルに応じた明治薬科大学の活動指針

(20200616改定)

(20200915改定)

(20210107改定)

(20210310改定)

(20210322改定)

(20210425改定)

○本日現在、本学は「**レベル3（一部レベル2）**」となります。レベルの決定は「判断の目安」に基づき、大学独自で総合的に判断し決定しています。塗りつぶされている「レベル」が現在の本学のレベルです。

レベル	判断の目安	授業・教育活動	研究活動	一般出張	学生の入校	課外活動	窓口業務	物品購入と検収	各種会議	事務体制
レベル0 (ブルー)	平常時・危機がない状態	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
レベル1: 25~0%程度 在宅勤務 (グリーン)	東京都の感染者の動向及び その対応	○対面授業等感染予防策を講じた上で実施可能だが、オンライン及びハイブリッド授業を積極的に活用する。 ○学外実務実習は実習施設と協議のうえ実施。	○研究活動の縮小も考慮し、十分な感染予防策を講じた上で、教員（含研究員等）、大学院生（含研究生）および一部の学部生の大学内での研究活動を認める。ただし、学生等に登校を強要しない。	○教職員・学生等の出張は、出張先の感染予防策を確認し、措置が講じられている場合は可。	○個人レベルでの感染予防措置に留意して入校を認める。	○感染拡大防止に留意して、大学が許可した範囲内で活動を認める。	○マスク着用、ビニールシート設置など感染拡大防止に留意して、窓口業務を実施 ○メールまたは電話での問い合わせの積極的活用。	○物品購入は通常通り。 ○検収はマスク着用など感染防止策を講じて実施。	○感染リスク軽減措置を行えば対面会議も可。 ○オンライン会議も活用する。	○各部署は、通常と同様の範囲の業務を行うが、連絡はメール、電話を積極的に活用。 ○代表電話の留守番電話解除。 ○直通電話の転送解除。 ○出張・研修等は、出張・研修先の感染予防策を確認し、措置が講じられている場合は可。 ○職員は、レベル割合に応じて交代での在宅勤務を行う。
レベル2: 50~25%程度 在宅勤務 (イエロー)		○授業は原則オンライン及びハイブリッド授業で実施。 ○感染予防策を講じた上で、人数を制限しての一部対面授業等の実施。 ○学外実務実習は実習施設と協議のうえ実施。	○研究活動を縮小した上で、教員（含研究員等）、大学院生（含研究生）および一部の学部生の大学内での研究活動を認める。ただし、学生等に登校を強要しない。	○教職員・学生等の不要不急の出張は自粛。 ○大学構内で開催する学術集会等の禁止。	○大学が指示又は許可した場合、感染予防措置に留意して、入校可。 ○大学が許可した一部施設のみ利用可。	○原則活動禁止。大学が許可した一部施設のみ感染予防措置に留意して、利用可。	○原則メール又は電話での問い合わせのみ。 ○窓口での相談、提出等は、担当部署の判断又は、事前に各担当部署に相談があった場合は、人数を絞って、感染予防措置に留意することで可。	○物品購入可能だが業者は入校時に検温を受ける。 ○検収はマスク着用など感染防止策を講じて実施。	○オンライン会議又は文書会議の積極的活用。 ○感染拡大防止に留意して、対面会議も可。	○各部署は、連絡を原則メール又は電話で行うことのできる範囲の業務を行う。感染防止に留意して一部窓口対応も可。 ○代表電話は原則留守番電話。 ○直通電話は転送又は必要に応じて開通可。 ○職員は、各課を不在としないようにレベル割合に応じて交代での在宅勤務を行い、在宅勤務者は、在宅で処理が可能な業務を行う。
レベル3: 75~50%程度 在宅勤務 (オレンジ)		○オンライン授業のみ実施。 ○学外実務実習は実習施設と協議のうえ実施。	○研究活動を縮小した上で、教員（含研究員等）の大学内での研究活動を認める。	○教職員・学生等の不要不急の出張は自粛、出張は学長の厳格な許可のもとで行う。 ○大学構内で開催する学術集会等の禁止。	○原則入校禁止。	○全面活動禁止。	○原則メール又は電話での問い合わせのみ。 ○窓口での相談、提出等は、事前に各担当部署に相談するとともに、感染予防措置に留意することで可。	○物品購入は、許可を受けた業者のみが入校時に検温を受けることで可。 ○検収はマスク着用など感染防止策を講じて実施。	○原則、オンライン会議又は文書会議で実施。	○各部署は、在宅勤務者の割合に応じ、優先度の高い業務を行い、連絡は、原則メール又は電話での問い合わせのみ。 ○代表電話は留守番電話。 ○直通電話は転送。 ○職員は、各課を不在としないようにレベル割合に応じて交代での在宅勤務を行い、在宅勤務者は、在宅で処理が可能な業務を行う。
レベル4: 原則在宅勤務 (レッド)		○オンライン授業のみ実施。 ○緊急事態宣言が発令されている都道府県における学外実務実習は、実習施設と協議のうえ対応。	○大学内における研究活動を原則禁止。ただし、大学機能の最低限の維持（生物の維持・管理、液体窒素の補充等）のために学科長の許可の下で教員の入校を許可。	○教職員・学生等の全ての出張、大学構内で開催する学術集会等の禁止。 ○教員は原則として在宅での研究とし、教育・研究の準備・継続に必要な不可欠な場合のみ学科長の許可の上で入校可。	○入校禁止。	○全面活動禁止。	○休止。 ○メール又は電話での問い合わせのみ。	○原則として物品購入不可。 ○業者の入校禁止。	○緊急事態対応の会議以外は、原則オンライン会議又は文書会議で実施。	○各部署は、大学機能を最低限維持するための業務のみを行い、連絡はメール又は電話での問い合わせのみ。 ○代表電話は留守番電話。 ○直通電話は転送。 ○職員は、原則在宅勤務を行い、在宅勤務者は、在宅で処理が可能な業務を行う。 ○入校する必要がある場合は、事前に上長の許可を得る。

*個人レベルでの感染予防策：体温計測、頻回の手洗い、マスク着用、咳エチケットの遵守、3密(密閉、密集、密接)状態の回避

*この活動指針については、他大学が作成した活動制限指針を参考に変更を加え作成したものです。